



商店街の皆さまに お使いいただける施策集

平成29年12月

目次

- 1 . 商店街で取り組む新事業を支援します
- 2 . 各店舗の取組を支援します
生産性向上
販路開拓・新商品開発
事業承継
- 3 . 商店街事務局を支援します
- 4 . 商店街の資産の活用を支援します

全国商店街振興組合連合会

本資料に掲載されている情報には、平成30年度当初予算案等に盛り込まれている事業に関するものが含まれており、事業実施の際には当該予算等の国会での可決・成立が必要となります。

1. 商店街で取り組む新事業を支援します

補助制度

- **地域・まちなか商業活性化支援事業【平成30年度当初 16億円】**
商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。
<お問合せ先> 中小企業庁商業課 03-3501-1929
- **地域力活用新事業創出支援事業【平成30年度当初 49億円の内数】**
商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数事業者の売上増大につながる取組を支援します。
<お問合せ先> 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036
- **インバウンド型クールジャパン推進事業（地域文化資源活用空間創出事業）【平成29年度補正 15億円】**
歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出する商店街を支援します。
<お問合せ先> 中小企業庁商業課 03-3501-1929

融資制度

- **企業活力強化資金（流通・サービス業関連）**
商店街振興組合等が合理化、共同化等を図るための設備（例 駐車場等）の取得に対し、特利（基準金利-0.40%）で貸付を行います。
<お問合せ先> 日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505
- **地域商店街活性化法の認定による高度化融資**
経済産業大臣の認定を受けた地域商店街活性化事業計画に基づくハード整備事業については、都道府県・市町村が中小機構の資金援助を得て行う無利子融資を受けることが可能です。
<お問合せ先> 中小企業庁商業課 03-3501-1929

1 . 商店街で取り組む新事業を支援します

人材支援

- **全国商店街支援センター（トータルプラン作成支援事業等）**

全国の商店街に対し、事業計画作成と実行に向けた伴走型サポートなど、実践的な商店街活性化支援を実施します。

<お問合せ先> ㈱全国商店街支援センター 03-6228-3061

2 . 各店舗の取組を支援します

生産性向上の取組を支援します

補助制度

● サービス等生産性向上IT導入支援補助金

【平成29年度補正 500億円】

- ・ 中小企業等の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なITツールの導入支援を行います（補助額：15万円～50万円、補助率：1/2）。
- ・ 補助金ホームページに登録、公開されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象です（ハードは対象外）。例えば、パッケージソフトの本体費用やクラウドサービスの導入・設定費用等が含まれます。
- ・ ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、本事業で登録されたIT導入支援事業者が代理申請を行います。また、IT導入支援事業者は、ITツールの説明や、導入・運用方法等のサポートをします。

<参考> 補助金HP <https://www.it-hojo.jp/>（今後、変更の可能性有り）

<お問合せ先> 経済産業省サービス政策課 03-3580-3922

● 消費税軽減税率対策補助金

平成31年10月に実施予定の消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者に対し、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などにかかる費用を支援します。

<お問合せ先> 軽減税率対策補助金事務局 0570-081-222

（受付時間9:00～17:00（土日祝除く））

税制

● 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、平成31年3月31日までに経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）することができます。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

● 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成31年3月31日までに中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

2 . 各店舗の取組を支援します

生産性向上の取組を支援します

税制

前ページからの続き

● 所得拡大促進税制【拡充・延長】

法人や個人事業主が従業員への給与等の支給を増加した場合（給与等支給総額が前年度以上、平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加）、その増加額の15%分を法人税額や所得税額から控除することができます。さらに、2.5%以上の賃上げを実施した中小企業・小規模事業者のうち、一定の要件（教育訓練費増加や経営力向上）を満たす場合は、税額控除率が25%に深掘りされます。

<お問合せ先> 中小企業庁企画課 03-3501-1765

● 交際費課税の特例【延長】

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人は、800万円までの交際費等の全額損金算入（1）、接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が認められています（2）。

- 1 接待飲食費の50%の損金算入の選択適用は中小法人以外の法人にも認められています。
- 2 適用期間は平成32年3月31日までに開始した事業年度です。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

● 少額減価償却資産の特例【延長】

中小企業は、取得価格が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます（合計300万円まで）。

取得価格が30万円未満の減価償却資産を平成32年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

● 固定資産税の特例【新設】

導入促進計画を策定した市町村において、市町村に先端設備導入計画の認定を受けた新たな設備投資を行う場合、3年間、0以上1/2以下の市町村が定める割合で固定資産税が軽減されます。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

2 . 各店舗の取組を支援します

生産性向上の取組を支援します

融資制度

- **企業活力強化資金（流通・サービス業関連、中心市街地関連）**

小売事業者等が経営管理の合理化、省力化を図るために導入する設備（例最新式POSレジ等）の導入資金を特利（基準金利-0.40%）又は（基準金利-0.65%）で貸付を行います。

<お問合せ先> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

- **小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）**

原則として6か月間、商工会・商工会議所等の経営指導を受けることなどを条件として、小規模事業者の方へ経営改善のための資金について、無担保・無保証人・低利で融資を行います。

<お問合せ先> お近くの商工会・商工会議所へ御相談ください。

人材支援

- **全国商店街支援センター（繁盛店づくり支援事業）**

全国の商店街に対し、繁盛店づくりに向けた臨店研修など、実践的な商店街活性化支援を実施します。

<お問合せ先> ㈱全国商店街支援センター 03-6228-3061

2 . 各店舗の取組を支援します

販路開拓・新商品開発を支援します

補助制度

● 小規模事業者支援パッケージ事業【平成29年度補正 120億円】

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓、生産性向上等の取組を支援します。

<お問合せ先> 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

【広域型販路開拓環境整備事業】

商工会・商工会議所をはじめとする中小企業・小規模事業者団体等がブランドの磨き上げ、展示会出店・商談会開催などを支援します。

<お問合せ先> 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036

● ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 【平成29年度補正 1,000億円】

第4次産業革命への対応も視野に、専門家の指導・支援の活用を含め、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

<お問合せ先> 中小企業庁技術・経営革新課 03-3501-1816

融資制度

● 観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応関連）

中小企業庁の補助金を受けた商店街で事業を営む者等が訪日外国人旅行者対応のために必要とする設備資金及び長期運転資金を特利（基準金利-0.65%）で貸付を行います。

<お問合せ先> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

2 . 各店舗の取組を支援します

事業承継を支援します

補助制度

● 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

【平成30年度当初 69億円】

「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を実施。また、事業承継の促進・円滑化を図るため、「事業引継ぎ支援センター」による助言、情報提供、マッチング支援等をワンストップで実施します。さらに、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも実施します。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

● 事業承継・世代交代集中支援事業 【平成29年度補正 50億円】

後継者難による廃業リスクの高い事業者に対し、プッシュ型の事業承継支援を行うとともに、経営者の世代交代等をきっかけに経営革新・事業転換を図る中小企業の設備投資等を支援します。

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

税制

● 事業承継税制

中小企業の事業承継を力強く後押しするため、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

経営環境変化に対応した減免制度を導入します
対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大します
雇用要件を抜本的に見直します
対象者の制限を大幅に緩和します

<お問合せ先> 中小企業庁財務課 03-3501-5803

3 . 商店街事務局を支援します

融資制度

- **企業活力強化資金（流通・サービス業関連）**

商店街振興組合等が経営管理の合理化等のため取得する事務処理設備（例 複写機、空調設備等）の資金について特利（基準金利-0.40%）で貸付を行います。

<お問合せ先> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

人材支援

- **全国商店街支援センター（まちゼミ研修事業、商人塾支援事業）**

全国の商店街に対し、まちゼミの開催に向けた運営ノウハウの研修、次世代のリーダーを発掘・育成する研修など、実践的な商店街活性化支援を実施します。

<お問合せ先> ㈱全国商店街支援センター 03-6228-3061

4 . 商店街の資産の活用を支援します

融資制度

- **企業活力強化資金（流通・サービス業関連、中心市街地関連）**

小売事業者等が空き店舗対策事業を行う商店街の空き店舗に出店するための資金について、特利（基準金利-0.65%）で貸付を行います。

<お問合せ先> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505